国民健康保険 後期高齢者医療保険

に加入中の

被用者

の方へ



新型コロナウイルス感染症に 感染症又は感染が疑われる方が 療養のため仕事を休んだときは

傷病手当金の 支給制度があります

新型コロナウイルスへの感染や感染疑いのため仕事を休み、その間給与等が支払われない、又は減額されたとき、「傷病手当金」を受けとれることがあります。

手当金の対象者

以下の条件をすべて満たす方が対象です。

- 1. 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと 医療機関や事業主の証明書が必要です。
- 2. 4日以上休んでいること
- 3. 休んだ期間について給与等がもらえないこと

会社から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

支給額

1日当たりの支給額 =

直近の継続した3月間 の給与収入の合計額 ÷就労日数

×3分の2

お問い合わせ先

新冠町役場保健福祉課 国保·後期高齢者医療係

電話: 47-2113 fax: 47-2496